準備金の額の減少公告

当社は、令和八年十一月三十日を効力発生日とする富士観光株式会社との株式交換（以下「本株式交換」という）の効力発生を条件として、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年十月九日

掲載頁　一六六頁（号外第二二三号）

令和八年十月二十三日

愛知県半田市青山二丁目二〇番地の七

株式会社セントラル

代表取締役　杉江　伸

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千四百九十九万三千二百七十五円、資本準備金の額を七億七千二百五十五万七千五百九十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

www.pafin.com

令和八年十月二十三日

東京都千代田区麹町三丁目二番四号

株式会社ｐａｆｉｎ

代表取締役　アズムデアミン

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億一千五百二十八万円、資本準備金の額を四億一千五百二十八万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月十五日

掲載頁　九十三頁（号外第一五八号）

令和八年十月二十三日

東京都中央区築地三丁目一一番六号築地スクエアビル八階　株式会社ＰＲＯＣＡＮ

代表取締役　若村　和明

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十五億八五六七万四二〇九円、資本準備金の額を二十五億八五六七万四二〇九円減少し、それぞれ四十八億七七二四万二六九六円、四十八億七七二四万二六九六円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

https://corporate.minna-no-ginko.com/public-notice/

令和八年十月二十三日

福岡市中央区西中洲六番二七号

株式会社みんなの銀行

代表取締役　永吉　健一

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年十一月九日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の有する普通株式を一株につき二株の割合で分割することといたしました。株式分割の効力発生日は令和八年十一月十日です。

令和八年十月二十三日

東京都千代田区内神田一―九―五ＳＦ内神田ビル八階　ＲｏｌｅＢａｎｋ株式会社

代表取締役　近藤　絵水

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年十一月十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年十月二十三日

神戸市中央区港島南町三丁目二番八号

日精テクノロジー株式会社

代表取締役　辻花　龍吾

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月二十三日

札幌市北区新川西二条二丁目四番三号

株式会社セリオ

代表取締役　神　清和

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月二十三日

群馬県伊勢崎市宮子町三二六七番地

株式会社シゲン

代表取締役　菊池　浩二

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月二十三日

鹿児島市伊敷八丁目二一番二〇号

株式会社大田ベーカリー

代表取締役　井上　正弘

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である梶原ユニカレティが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十三日

兵庫県神戸市中央区海岸通三

ワゴオンラインピーティーワイエルティーディー

日本における代表者　梶原ユニカレティ

限定承認公告

本籍青森県弘前市大字東和徳町一一番地六、最後の住所秋田県大館市字水門前一一六番地一―三四号　市営水門前住宅

被相続人　亡　葛西　将

右被相続人は令和八年三月二日死亡し、その相続人葛西くるみは令和八年三月二日秋田地方裁判所大舘支部にて破産開始決定を受けた。その後右被相続人の相続について、破産法第二三八条第一項前段により、限定承認の効果を生じたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

秋田県大館市字部垂町三七番地二沼田ビル一〇二号　くまがい法律事務所

破産者葛西くるみ

破産管財人　弁護士　熊谷　克史

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市旭区二俣川一丁目四三番地二八、最後の住所神奈川県横浜市二俣川一丁目四三番地二八グレーシア二俣川八一五

被相続人　亡　箱崎　竜生

右被相続人は令和八年三月二十日死亡し、その相続人は令和八年九月二十五日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

福島県いわき市四倉町上仁井田字南浜九番地の二　相続財産清算人　箱崎　昌樹

限定承認公告

本籍東京都東村山市富士見町二丁目九番地、最後の住所東京都東村山市富士見町二丁目九番地　都営二号館五〇八号

被相続人　亡　小崎カヅエ

右被相続人は令和八年五月二十四日死亡し、その相続人は令和八年十月十四日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

東京都東村山市富士見町二丁目九番地　都営二号館五〇八号

相続財産清算人　小崎　正喜

限定承認公告

本籍奈良県奈良市学園大和町三丁目一三四番地、最後の住所奈良県奈良市学園大和町三丁目一三四番地

被相続人　亡　鈴木　正彦

右被相続人は令和八年五月十一日死亡し、その相続人は令和八年十月十四日奈良家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十三日

奈良県奈良市西大寺南町八番三三号奈良商工会議所会館一階　弁護士法人ナラ八奈良法律事務所

相続財産清算人鈴木聡

右代理人　弁護士　藤木　秀行